

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 234 号）による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成 18 年政令第 303 号）の一部改正に伴い、滋賀県公益認定等委員会の委員の要件を改めるため、滋賀県公益認定等委員会条例（平成 20 年滋賀県条例第 6 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県公益認定等委員会の委員の要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加することとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第32号

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県公益認定等委員会条例(平成20年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年法律第49号」の右に「。次条第2項において「法」という。」を加える。

第2条第2項中「公益法人」の右に「(法第2条第3号に規定する公益法人をいう。)もしくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県公益認定等委員会条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 委員は、法律、会計または公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。<u>次条第2項において「法」という。</u>）第50条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 委員は、法律、会計または公益法人<u>（法第2条第3号に規定する公益法人をいう。）</u>もしくは公益信託（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。</u>）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。</p> <p>第3条以下 省略</p>